



Title	自由貿易と互惠主義 : コブデン・クラブのパンフレットの周辺
Author(s)	熊谷, 次郎
Citation	一橋大学社会科学古典資料センター年報, 12: 1-5
Issue Date	1992-03-31
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/5487
Right	

自由貿易と互惠主義——コブデン・クラブの一パンフレットの周辺——

Free Trade and Reciprocity; a remark on a pamphlet by the Cobden Club

熊谷次郎

KUMAGAI Jiro

1846年の穀物法廃止に際して叫ばれた一方的自由貿易政策と1860年の英仏通商条約（コブデン条約）にみられる互惠主義（reciprocity）による自由貿易政策との間には、同じ自由貿易政策とはいっても、方法的には矛盾があるのではないかということは、英仏通商条約批准の際のイギリス議会でも、その後の同条約の研究史のうえでも、あるいは一般的な自由貿易対保護主義の論争においても、しばしば指摘されてきた（こうした論争については河合康夫「コブデン条約と自由貿易論争」、和歌山大学『経済理論』、第241号、1991年5月を参照）。

この小論では当社会科学古典資料センター所蔵の、コブデン・クラブから出版されコブデン派の自由貿易論ではよく言及される『通商条約——自由貿易と国際主義』（*Commercial Treaties: Free Trade and Internationalism. Four Letters, reprinted from the "Manchester Examiner and Times"*, by A Disciple of Richard Cobden, London and Manchester, 1870.）という「コブデンの弟子」なる匿名者によるパンフレットをもとに、この自由貿易と互惠主義の関係を見たい。また匿名者の特定化への足がかりを提示したいと思う。

まずこのパンフレットの内容を概説しておこう。

1870年2月末の商業会議所連合（Associated Chambers of Commerce）総会の後、その代表団がグラッドストーン内閣のロウ（Robert Lowe）蔵相を訪ね、スペイン、ポルトガルとの通商条約交渉とワイン輸入関税の引き下げを要求した。これに対してロウ蔵相は関税の廃止または賦課の問題は自国の財政との関係で決められるべきであり、「賢明な国は常に自国の財源を管理すべきである。外国との通商条約交渉の方法は自由貿易に反する互惠主義という異端の源である」と突っぱねた（*The Times*, Feb. 25, 1870）。

パンフレットはこのロウ蔵相の発言への批判として、*Manchester Examiner and Times*に4回にわたって掲載された書簡を再録したものである。なぜマンチェスターの新聞への書簡であったのか。それはこのパンフレットの著者が、「マンチェスター、そしてマンチェスターだけが、この種の政策〔相互関税引き下げの互惠的通商条約政策〕を政府にとらせることを可能にする。国際的協同というより広範でより哲学的な基礎にたつマンチェスター派の再編成が緊急に必要である」（pp. 22-23）と考えていたからである。当時のマンチェスターには、1862年1月の商業会議所総会で英仏通商条約は「比類なき大成功」（*Annual Report for 1861*, p. 23）と讃えていたベイズリー（Thomas Bazley）が、70年1月の総会では「互惠主義を容認する精神が商工業地帯に侵入してきているのを見るのは悲しいことだ」（*Annual Report for 1869*, p. 27）と発言していることからわかるように、英仏通商条約の精神とは異なるいわば悪しき互惠主義が忍び寄りつつあるという認識が広まっていた。とはいえ、この1870年の商業会議所総会での大勢は、会議所ははっきりと自由貿易の道を堅持すると宣言すべきだというものであり、パンフレットの著者はそうしたマンチェスターの意見に期待を寄せていたのである。

ところでパンフレットの著者は、商業会議所連合の代表者に対するロウ蔵相の発言は「通商

条約は、それ自体、自由貿易政策とは両立しない」(p. 13)ということであると纏めたいのでそれを以下のように批判する。すなわち「自由貿易とは両立しない通商条約もあるが、他方自由貿易と両立するだけでなく、自由貿易の本質と合致し、自由貿易の真実かつ明確な表現である通商条約もある」(p. 16. 強調は原文。以下同様)。両者には「闇と光」ほどの相違があり、一方は「保護と独占」を、他方は「自由貿易と独占の根絶」を意味する。一方は当時国の間で互いに「関税を引き下げない」協定を締結することを、他方は「関税を引き上げない」協定を締結することを意味する(p. 17)。ポルトガルとイギリスとの間の1703年のメスエン条約は前者に属し、他方1860年の英仏通商条約は後者に属する。さらに英仏通商条約は、両国が他の第三国に通商条約上与える特惠は自動的に両国にも適用されるという最恵国条項(第19条)をもつことによって、「排他的利益の保持を公的に放棄し、独占に対して国際的な死刑宣告をなし、そして自由貿易にもっとも偉大な勝利」(p. 19)をもたらしたのである。英仏通商条約後に締結されたイギリスとオランダ、ベルギー、ドイツ関税同盟、オーストリア、イタリアなどとの通商条約では、最恵国条項の作用によって、ある国が実施する関税引き下げが他の諸国にも共有された。「諸条約のこのネットワークに共通する最恵国条項の自動登録作用(self-registering action)によって、諸国全体の関税水準は絶えず引き下げられ、収入を目的として課せられる関税以外の一切の関税を廃止する国際協定によって、自由貿易原理の最終的な実現への道が開かれつつある」(p. 20)のである。だからこうした通商条約は、「自由貿易を恒久的に具体化する唯一の国際的形態」(p. 46)である。

このようにパンフレットは、当事国相互の関税引き下げ(少なくとも引き上げないこと)と最恵国条項によるその成果の第三国への波及を保証する通商条約は自由貿易と矛盾しない互惠主義であり、それこそが自由貿易原理の最終的な実現への道であるとしている。「互惠主義は当事国が相互に相手を等しく扱うこと」(p. 26)、あるいは「われわれが他の国を扱うように他の国もわれわれを扱うことを権利として要求」(p. 27)することを意味するが、この相互平等の扱いというのは、相手国が保護主義的政策を採用する以上われわれも対抗上保護的政策をとるべきであるという1880年前後から盛んになる公正貿易的な互惠主義ではない。他国もわれわれが彼らを扱うようにわれわれを扱えという要求(自由貿易)であって、他国がわれわれを扱うようにわれわれも他国を扱えという要求(保護主義)ではない。だから「われわれの港が世界に開かれている以上、世界もその港をわれわれに開くべきだということを権利として要求することは自由貿易の原理に対する異端であろうか」(p. 27)、いや断じてそうではないということになるのである。

パンフレットは1870年2月におけるロウ蔵相の考えをこのように批判した後、ロウの反通商条約的な見解のより明瞭な例として1865年3月17日の下院での彼の演説を刎上りにのせる。「外国との貿易に関する特別委員会報告」をめぐるこの下院での討議の焦点は、外国との通商交渉の担当部局は商務省か、外務省か、それとも外務省による商務省の関連部局の吸収合併か、あるいは政府は通商交渉には関係せず貿易は自由放任に委ねるべきか、ということであった。商工業に基盤をもつ議員は、商務省強化論であり、それはマンチェスターのペイズリーが商務省は「わが国の産業の一大機関」(*Parliamentary Debates*, 3rd series, vol. 177, 1865, p. 1900)となるべきであると発言していることに象徴されていた。

これに対してロウは、関税を引き上げて出来るだけ安く外国の生産物を購入することが消費者の利益であり、これこそが経済学の正しい(sound)教義であるのに、通商条約は安い輸入

品の獲得ではなく、輸出を出来るだけ増やすという考えであり、国富は取り入れることによってではなく送り出すことによって増える点で誤っていると論じ (P.D., pp. 1863-64)、さらに自由貿易の根本原理は *Laissez faire et laissez aller* であり (p. 1868)、イギリスの商工業者たちは政府に対して国内外における彼らの生命財産の安全以上のものを期待すべきではなく、したがって貿易に関する政府の諮問の機関は廃止せよと主張した。

パンフレットの著者はこうしたロウの意見に対して、輸入はそれに相当する輸出なしには不可能であり、輸入は輸出によって、輸出は輸入によってそれぞれ制限されると論じる。そして経済学は他の国の生産物を出来るだけ安く購買するために自国の関税を引き下げよとは言わない、経済学が言うことは「他の諸国の生産物を出来るだけ安く得るために、すべての関税——自国の関税同様他国の関税も——を引き下げるべきであるということである」 (p. 44) と主張する。通商交渉と外国貿易を担当する政府部門に関しては、「政府は明確にして積極的な自由貿易政策をもつべきであり、商務省の諮問的部門は今後は外務省の部局に統合され、それが自由貿易政策を遂行する責任主体になるべきである」と論じて外務省主導の見解をうちだす (pp. 32-33)。これは当時海外通商活動に関して外務省に不信を抱き、商務省に期待していたマンチェスターの見解とは異なっている。このパンフレットの著者が上記のようにマンチェスターの圧力を待望していたことを考えると、自由貿易政策の政府部局の担い手をめぐるとの意見の相違には興味深いものがある。

パンフレットは最後にグラッドストーンは世論に敏感であったから、彼を取り巻く各種の自由貿易に関する見解に影響されがちであったが、それでも彼は経済学が金もうけの技術ではなく、諸国民の富の科学、すなわち人類の文明がその上に築かれる科学——単なる一国民の文明ではなく、より高次な人間文明の構築物——であることを理解していた唯一の (コブデンを除いて) 政治家であるとして (p. 56)、グラッドストーンの演説から4ページにわたる引用 (その前にグロティウスからの1ページほどの引用がある) をもってこのパンフレットを締めくくっている。以上がパンフレットの概要であるが、問題は一体この「コブデンの弟子」なる匿名者は誰なのか、またこのパンフレットのもつ意義は何なのか、ということである。

ジョン・モーリーはその『リチャード・コブデンの生涯』において、コブデンは互惠主義的な英仏通商条約が自由貿易政策と矛盾しないと考えていたとして、つぎのようなコブデンのブライト宛の手紙を引用している。「自由貿易への最近の改宗者たち——彼らを改宗させるのにわれわれはどんなにてこずったことか——の中には、われわれが通商条約などという正しくない (unsound) ものに係わった仕事をしていることに懸念を抱くものがあることは私も知っている。[しかし] この条約にはわれわれから見て、自由貿易の正真正銘 (soundest) の原理と矛盾する章句は一語たりともない、と私は断言する」 (John Morley, *The Life of Richard Cobden*, 1879, new ed., London, 1896, p. 517)。そしてモーリー自身もこのコブデンの手紙に依拠するような形で、互惠には「関税を引き上げる互惠と引き下げる互惠」 (p. 518) とがあって、メスエン条約は前者であり、英仏通商条約は後者であって正しいと弁護し、さらに同通商条約にみられる最恵国特惠原理こそ「自由貿易の命綱」であると讃えている (p. 519)。

このようにモーリーは、関税の相互引き下げを謳い最恵国条項をもつ通商条約はコブデンの自由貿易の原理と矛盾しないと主張するのであるが、こうした見解はコブデン派の自由貿易と互惠主義に関する一般的な理解を示していると言つてよいだろう。そして注目すべきことはモーリーがこうした彼の主張との文脈において上記のパンフレットを、著者の特定はしていないが、

「賞賛すべきパンフレット」(p. 521. fn. 4)として挙げていることである。

ではコブデン派における自由貿易と互惠主義との関係を明瞭に提示したこのパンフレットの著者は誰なのか。まず考えられるのはルイス・マレットではないかということである。ルイス・マレットは、1860年1月23日に調印された英仏通商条約の第13条(第1条のフランスによるイギリス製品への最高30%以下の従価関税という規定の細目は、第13条によって品目ごとの個別関税協定に委ねられるとされている)にもとづき、60年4月から11月にかけてパリで行なわれた関税率の細目取り決め交渉のためにコブデンの補佐役として関税局のオギルヴィー(R. A. Ogilvie)とともに商務省から送られた人物である。マレットはこの交渉を通じてコブデンの影響を強烈に受けてコブデンの弟子を自任し(熊谷次郎『マンチェスター派経済思想史研究』日本経済評論社、1991年、第4章参照)、以後イギリスと諸外国との通商条約交渉において第一線で活躍する。そのマレットが1865年にオーストリアとの通商条約に関して書いた公的覚書には「最恵国原理——それは最近のあらゆる条約に必ず含まれている条件である——の普遍的導入によって、ある個別交渉で得られた新たな利点はすべからくヨーロッパの共通法の一部」となり、その結果ヨーロッパ諸国の交易禁止法が緩い関税システムへと変化し、大陸全体の国際貿易が発展し、「近い将来保護関税からの完全かつ一般的な解放へと導くであろう」(Sir Louis Mallet, *Free Exchange*, ed. by Bernard Mallet, London, 1891. p. 94)と記されている。またマレットは、1879年の不況以後公正貿易論者や保護主義者が唱えた報復的な互惠主義批判を目的にコブデン・クラブが展開した反保護主義キャンペーンでも、『互惠主義』(1879年3月)というパンフレットをコブデン・クラブから依頼されて書き、自由貿易主義と相互関税引き下げの互惠主義とは矛盾しない、という見解の流布に大きな貢献をした。

こうしたことから私はこのパンフレットはルイス・マレットの手になるのではないかと暫く考えていたのであるが、ルイス・マレットの息子で財政学者としても著名なバーナード・マレットの『マレット伝』によって、パンフレットの著者は「その文章のスタイルからしてR. B. D. モリエールであると思われる。モリエールはウィーンでは自由貿易に関するサー・L. マレットの熱烈な生徒であり、1866-68年の[オーストリアとの]条約交渉では彼の同僚だった」ということを知った(Bernard Mallet, *Sir Louis Mallet. A Record of Public Service and Political Ideas*, London, 1905., p. 68, fn. 1)。

モリエール(Sir Robert B. David Morier, 1826-1893)は、パリで生まれ、オックスフォードのペリオルカレッジを卒業して1853年9月にイギリスのウィーン大使館員となり、その後外交官として20年以上をドイツ諸国で過ごし、さらにリスボン、マドリッド、ペテルスベルグなどに赴任しているが、ルイス・マレットが全権大使として署名したイギリス・オーストリア通商条約の交渉に際してはマレットの親密な協力者であった。

鉄道・海運・銀行と文明ならびに貿易との関係を同一視する文明使徒観の持主であったモリエールは、1866年のコブデン・クラブの創設の際のオリジナル・メンバーであり、コブデンの弟子たることを誇りにしていた。1876年のリスボン赴任以後次第にインドをはじめとする諸地域でのイギリスの支配力維持の観点から帝国主義的外交官へと立場を変えていき、1878年にはコブデン・クラブからも離れていくが(Agatha Ramm, *Sir Robert Morier. Envoy and Ambassador in the Age of Imperialism 1876-1893*, Oxford, 1973. pp. 4-5)、パンフレットは彼がマレットと緊密な関係を持っていた頃の作品であると考えてよいのではないかと思う。いまのところバーナード・マレットの言説が唯一の根拠にすぎないが、その頃のモリエールがコブデン・ク

ラブから編纂出版された2つの重要な論集、すなわち *Systems of Land Tenure in Various Countries*, 1870. にプロシヤの農業法に関する論考を、*Local Government and Taxation*, 1875. に英独地方政府比較論をそれぞれ執筆していることも銘記さるべきであろう。上記アガサ・ラム『モリエール伝』の巻末のモリエール著作一覧にはこのパンフレットは載っていないが、それは多分その著作一覧がモリエールの署名のあるものだけを収録したためと思われる。

(桃山学院大学経済学部教授)